

第1章

新リース会計基準でどう変わったか リースの識別に関する 会計処理のポイント

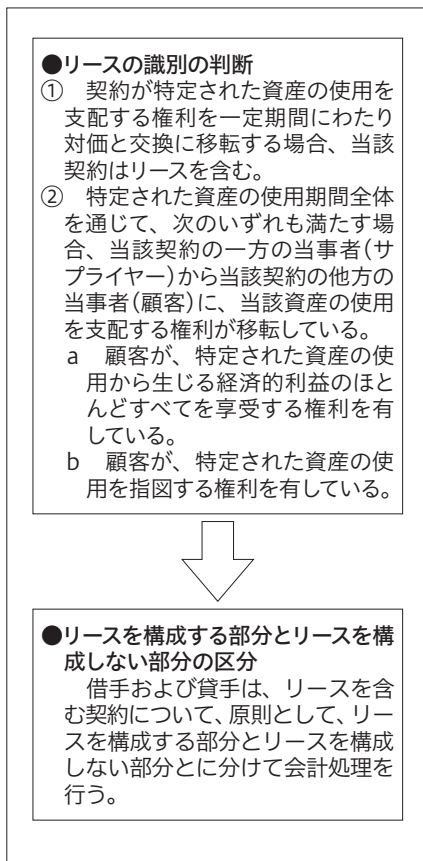
【この章のエッセンス】

- 新リース会計基準では、まず契約がリースを含むかどうかを判断し、リースを含む場合にはリースを構成する部分とリースを構成しない部分に区分する。
- 名称にかかわらず、「特定された資産」と「使用を支配する権利の移転」の両方を満たす契約はリースを含む。
- 現行の実務よりも、リースとして会計処理する契約が増える可能性がある。

リースの定義および リースの識別の概要

2024年9月13日に企業会計基準

(図表1) リースの識別の定め



準委員会より公表された企業会計基準34号「リースに関する会計基準」(以下、「会計基準」という)および企業会計基準適用指針33号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」、会計基準とあわせて「新リース会計基準」という)では、IFRS16号「リース」の定めと整合させて、リースを「原資産を使用する権

利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部分」と定義している(会計基準6項)。そのうえで、現行の企業会計基準13号「リース取引に関する会計基準」等(以下、「現行リース会計基準」という)には定められていなかった、図表1のようなリースの識別に関する定めが規定されている(会計基準26

項、適用指針5項、会計基準28項、適用指針9項)。
これにより、新リース会計基準では、その契約上の名称にかかわらず対象とする契約がリースを含むかどうかを判断することが必要となることから(会計基準25項)、現行リース会計基準により会計処理されていなかった契約にリースが含まれると判断される場合が生じる可能性がある。

リースの識別の判断

前述のリースの識別の判断について、具体的なフローチャート形式で図示したものが図表2である。

ここで、当該判断における「顧客」および「サプライヤー」は、リースを含む場合にそれぞれ「借手」および「貸手」に該当することになる。リースの識別において、「借手」および「貸手」の用語を使用せずに「顧客」および「サプライヤー」という用語を使用しているのは、リースの識別の判断の段階は契約がリースを含むかどうかを判断する段階であり、契約がリースを含まない場合があるためである。

契約にリースが含まれるか否かは